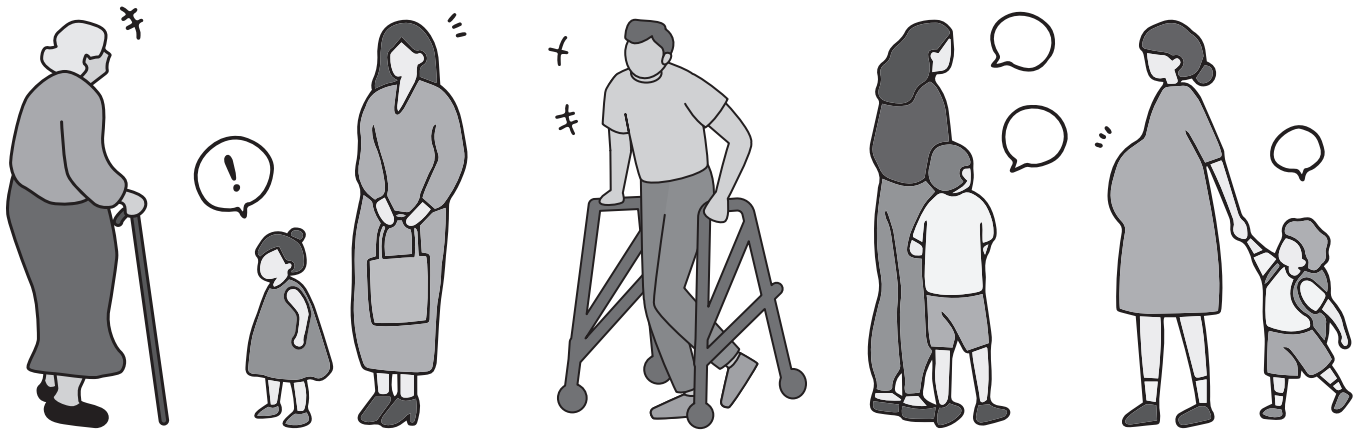




更新料
なし

礼金
なし

仲介料
なし

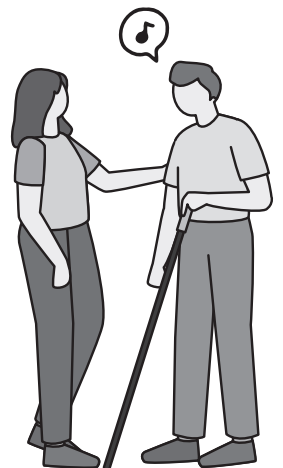
保証人
不要

県営住宅 入居者募集案内

令和5年10月募集



入居までの流れ……………	P1
申込み資格……………	P4
抽せん……………	P8
入居資格の審査……………	P12
入居説明会……………	P17
入居後について……………	P17
[参考] 入居収入基準……………	P18
[資料] 資格審査時提出書類…	P23



県営住宅とは

県営住宅は、住宅に困っている所得の少ない方々のために、国の補助を受け建設された住宅です。比較的安価な家賃額で入居できますが、県営住宅は他の民間住宅とは異なり、いろいろな義務や制限が条例等で定められております。

また、県営住宅は、子育て中の若い世帯やご年配の方、障がいのある方などさまざまな方が入居しています。お住まいいただく皆様にはルールやマナーを守っていただきますようお願いいたします。

1 団地自治会活動への参加にご協力ください。

県営住宅の自治会は、団地敷地内の草刈りや清掃活動を行っているほか、入居者相互の親睦活動、共益費・自治会活動運営費の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで不可欠な組織です。入居後は団地自治会に入会いただき、明るい住まいづくりにご協力ください。

2 共益費、自治会費や駐車場代金は別途かかります。

県営住宅では、住宅管理に必要な草刈りや清掃業務等は入居者皆様に協力して行っております。そのため、県営住宅の共益費は、民間住宅の共益費と比較すると安価な金額です。

（共益費や自治会費は、住宅設備等によって金額は変わります）

駐車場代金は、契約された方のみにかかります。またご利用の場合は、駐車場使用契約が必要です。

3 毎年の収入申告や世帯変動に伴う手続きが必要です。

入居後も毎年、収入の申告を行うことや、同居・転出等が発生した場合には、市役所への届出とは別に、埼玉県住宅供給公社へ手続きが必要となります。

4 お部屋の修繕は必要最低限です。

県営住宅のお部屋は、皆様にご入居いただく前に、修繕やクリーニング等を実施しておりますが、床、壁、天井、木枠、建具等にキズや色染みなどが残っている場合があります。

残っていたキズや色染みは、住宅の使用に支障のない場合そのままご使用いただきます。あらかじめご理解、ご了承の上、お申込み・ご入居いただきますようお願いいたします。

5 ペットの飼育や一時預かり、給餌は禁止です。

県営住宅では犬、猫、鳥類その他の動物の飼育（一時預かりを含む）及び給餌を禁止しております。

1 入居までの流れ

(1) 住宅を選ぶ

別添の「入居者募集県営住宅一覧表」から1住戸（9ケタの住宅番号）だけ選んでください。

- ・申込みの内容は変更できませんので、誤りや不足がないかご注意ください。
- ・階数を指定して申込むことはできません。

1 家賃

- ・世帯収入により増減し、収入のない世帯は一番低い家賃です。

※ P18【参考】入居収入基準参照

参考家賃例：令和5年度浦和高層住宅2DK

分位	収入月額※	家賃額
1	～ 104,000 円	26,000 円
2	～ 123,000 円	30,100 円
3	～ 139,000 円	34,400 円
4	～ 158,000 円	38,800 円
5	～ 186,000 円	44,300 円
6	～ 214,000 円	51,200 円

2 所在地

- ・別添の「入居者募集県営住宅一覧表」をご覧ください。

3 間取り

- ・2人以上の世帯向けは2DK以上が中心です。

4 抽選の有無

- ・定期募集は申込者数が募集戸数を上回った場合、抽せんがあります。
- ・随時募集は抽せんがなく、先着順で受け付けます。

5 駐車場

- ・駐車場は有料となります。駐車場の有無は「入居募集県営住宅一覧表」をご覧ください。
- ・駐車場の申込みは入居説明会（P 17）に行います。満車の場合は登録をして順番をお待ちいただくことになります。
（借上げUR県営住宅はUR都市機構へ直接申込になります。）

6 その他

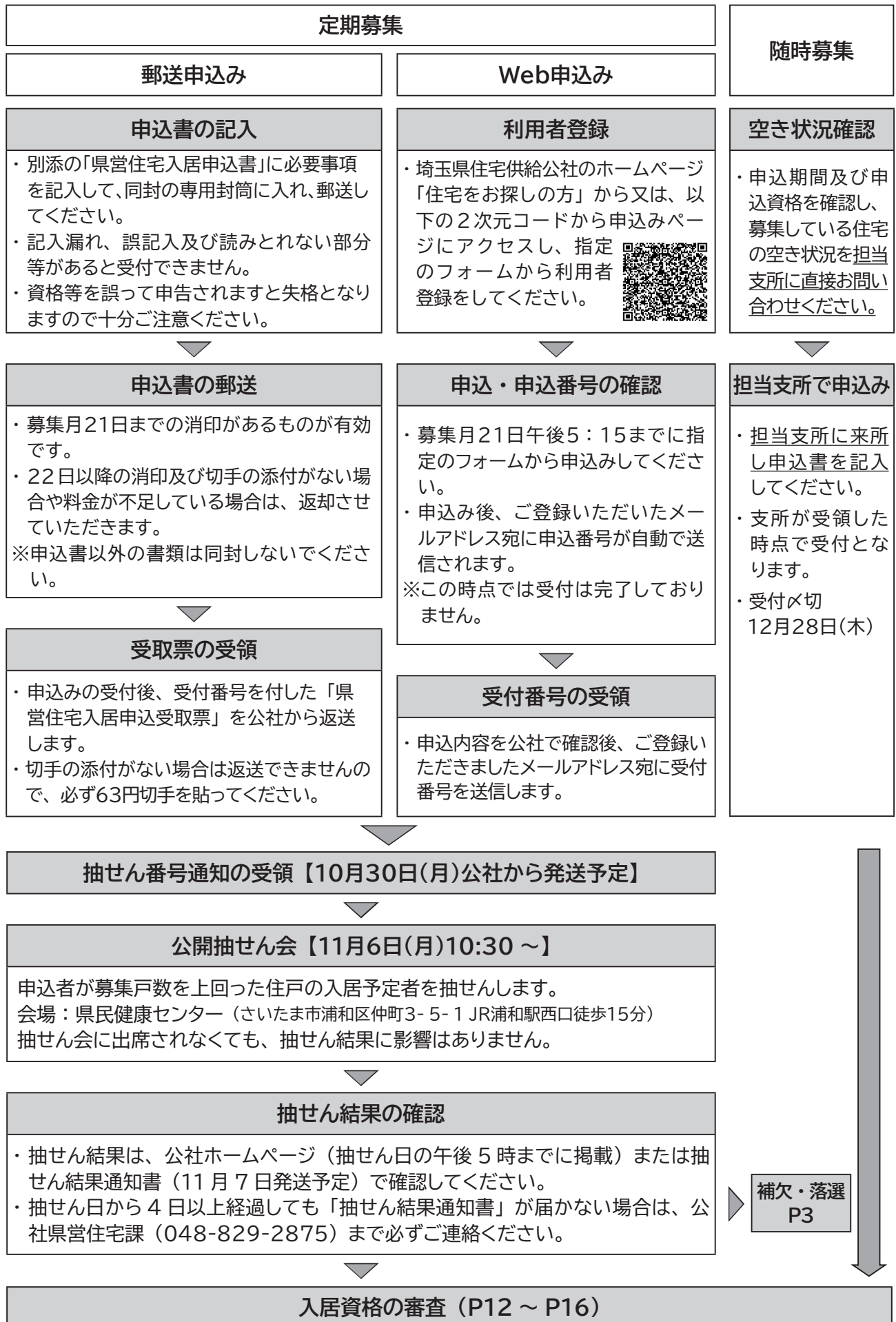
- ・申込みをいただく際、個人情報利用目的についての同意が必要となります。

〔住宅種別の概要〕 詳細はP5～P7をご覧ください

住宅種別	人数	世帯の主な条件	入居期間※
一般住宅	2人以上	県内在住か在勤、一定の収入以下、住宅に困窮	10年
子育て支援住宅		18歳未満の方を扶養しているか、夫婦ともに40歳未満 ※多子子育て支援住宅の条件はP5をご覧ください	
高齢者・障がい者住宅		申込者及び同居者（配偶者除く）が60歳以上、又は障がいのある方	期限なし
車イス住宅	1人	1～4級の身体障がい手帳を持つ車イスを使用の方がいる	
単身車イス住宅		1～4級の身体障がい手帳を持つ車イスを使用の方	
単身住宅		60歳以上、障がいのある方、生活保護受給者	

※借上げ県営住宅（URを含む）の入居期間は別添「入居者募集県営住宅一覧表」をご覧ください。

(2) 申込



(3) 入居まで

入居資格審査 11月16日(木)～11月22日(水) 予定

- ・「入居資格審査」に必要な書類を P 13～P 16 で確認し、「抽せん結果通知書」に記載の日時に審査会場 (P 12) までご持参ください。
- ・収入基準を満たさない方や、資格等を誤って申告された方は失格となります。
- ・無断欠席者は、次回募集以降1年間は申込みができません。
- ・同じ住宅番号で2戸以上募集があり、合格者が複数人いる場合、部屋決め抽せん会を実施する場合があります。

入居説明会の案内 12月4日(月) 発送予定

- ・入居資格審査に合格された方に「入居説明会通知」「入居請け書」、「敷金納付書兼領収書」等を送付します。発送予定日から1週間経過しても届かない場合は、埼玉県住宅供給公社の担当支所まで必ずお問い合わせ下さい。

入居説明会 12月中旬 予定

- ・入居に際しての手続きや注意事項について説明します。
- ・「入居請け書」、「敷金納付書兼領収書」(納付済のもの)、緊急時連絡先になれる方の「本人確認書類の写し」等を提出していただきます。
- ・無断欠席者は、次回募集以降1年間は申込みができません。

入居可能日 12月23日(土) 予定

- ・入居可能日から15日以内に入居していただきます。(家賃は入居可能日から発生します。)

A 補欠の方

- ・補欠の方は、当選者が辞退した場合や失格になった場合に「繰上げ当選」となります。
- ・「繰上げ当選」となった場合は、その旨の書類を送付しますので、当選者と同じく入居資格審査の手続きをしていただきます。(12月4日発送予定)
- ・補欠有効期限(12月15日)以降は、補欠通知は落選通知と同様の扱いとなります。
- ・補欠で繰り上げ当選となった方の入居は1ヶ月遅れとなります。

B 落選となった方(又は補欠の方で繰上げ当選にならなかった方)

- ・「通算4回落選世帯(P9)」に該当し、今後一般住宅にお申込みの場合に限り、抽せん優遇(P8)を受けられる場合がありますので、「抽せん結果通知書」は大切に保管してください(再発行不可)。

注意：次のような場合は失格となります

- ・郵送及び Web 申込みを含め、一世帯で2通以上の申込みをしたとき、又は同一人の氏名を2通以上の申込書(同居親族欄に記入しているものを含む)に記入したとき。
- ・申込みの内容が虚偽、誤りであることが明らかになったとき。
- ・申込み後の住所及び電話番号の変更の連絡がなかったため、公社から連絡(通知等を含む)が取れなくなったとき。

2 申込み資格

(1) 共通

以下すべての要件を備えていることが必要です。

① 収入が一定以下であること。

- ・入居しようとする世帯の収入月額が 158,000 円以下
- ・一定の条件により 214,000 円以下まで緩和されます。（【参考】P18 入居収入基準）

② 申込み時に埼玉県内に住所又は勤務場所があること。

③ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

- ・自己所有（共有持分がある場合を含む）の住宅や公営住宅に居住している方は入居不可となりますが、以下のいずれかに該当する場合は申込みが可能となる場合があります。

ア 公営住宅に居住し、

- （ア）現に居住している住宅の除却が決定されている方
- （イ）主たる収入を有する方の通勤時間が片道 90 分を超え、勤務先からその旨の証明書を提出できる方
- （ウ）加齢、病気等による慢性的な機能障がい等により、階段の昇降等で日常生活に支障をきたしたことから、下層階等の住宅に申込み方
- （エ）車イス住宅以外に居住している方が、車イス住宅への申込み資格を備えたことにより、当該住宅に申込み場合
- （オ）車イス住宅に居住している方が、車イス住宅への申込み資格がなくなったことにより、その他の住宅に申込み場合
- （カ）入居後、世帯人数に変動があり、世帯人数に相応の住宅に申込み方
例1) 2DKの住宅に3人で住んでいる世帯が、3DKに申込み場合
例2) 3DKの住宅に2人で住んでいる世帯が、2DKに申込み場合
- （キ）埼玉県県営住宅の期限付き住宅（10年・借上げ）に入居中の方で、入居期限まで2年以内の方で収入超過者でない方及び家賃等の滞納のない方

イ 住宅を所有し、

- （ア）所有している住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にある方
- （イ）所有している住宅が資格審査日の最終日の翌日から起算して3カ月以内に申込者（同居人を含む）の所有ではなくなる方

④ その他

- ・申込者本人が成人であること。※入居可能日前日までに18歳になる方。
- ・申込者本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- ・外国人にあっては、中長期の在留資格があること。
- ・県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- ・地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅の家賃若しくは損害賠償金を滞納していないこと。

※連帯保証人は不要ですが、緊急時等連絡先が必要となります。

(2) 住宅種別

P 4にある申込み資格に加え、住宅種別により個別の資格が必要です。

ア 2人以上世帯向け

住宅種別	申込み資格	入居期間※
一般住宅	共通申込資格があり2人以上の親族で構成されている世帯	10年間
子育て支援住宅	以下のいずれかの要件を備えること ア 18歳未満（18歳になってから最初の3月末日まで）の方を扶養している イ 40歳未満（入居可能日の前日）の夫婦だけである	
多子子育て支援住宅	【可動間仕切り住宅】居室の1つを可動式の間仕切りで2つに仕切ることができます 以下のア、イのいずれかの要件を備えた世帯であること ア 3人以上の18歳未満（18歳になってから最初の3月末日まで）の子と同居し、扶養している世帯であること イ 申込者本人及びその配偶者のいずれもが40歳未満（入居可能日の前日時点）であり、かつ、2人の18歳未満（18歳になってから最初の3月末日まで）の子と同居し、扶養しており、3人目の子を希望している世帯であること 【2戸1改修住宅】共通鍵とした隣接の2戸を1世帯で使用できます 3人以上の18歳未満（18歳になってから最初の3月末日まで）の子と同居し、扶養している世帯であること	
高齢者・障がい者住宅	以下のいずれかの要件を備えること ア 申込者本人及び同居者（配偶者を除く）のすべての方が60歳以上（入居可能日の前日時点）である イ 1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方がいる ウ 1～2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる 若しくは、1～2級の障がい年金証書を交付されている方がいる エ ④、A、Bに該当する療育手帳の交付を受けている方がいる オ 障がいの程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる カ 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる366の疾病により障がい福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証等の交付を受けている方がいる	期限なし
車イス住宅 (特定用途住宅)	以下のいずれかの要件を備えること ア 1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている車イス使用者がいる イ 障がいの程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けており、かつ、車イス使用者がいる	

福島県東京電力原子力事故による自主避難者の方は別途ご相談ください。

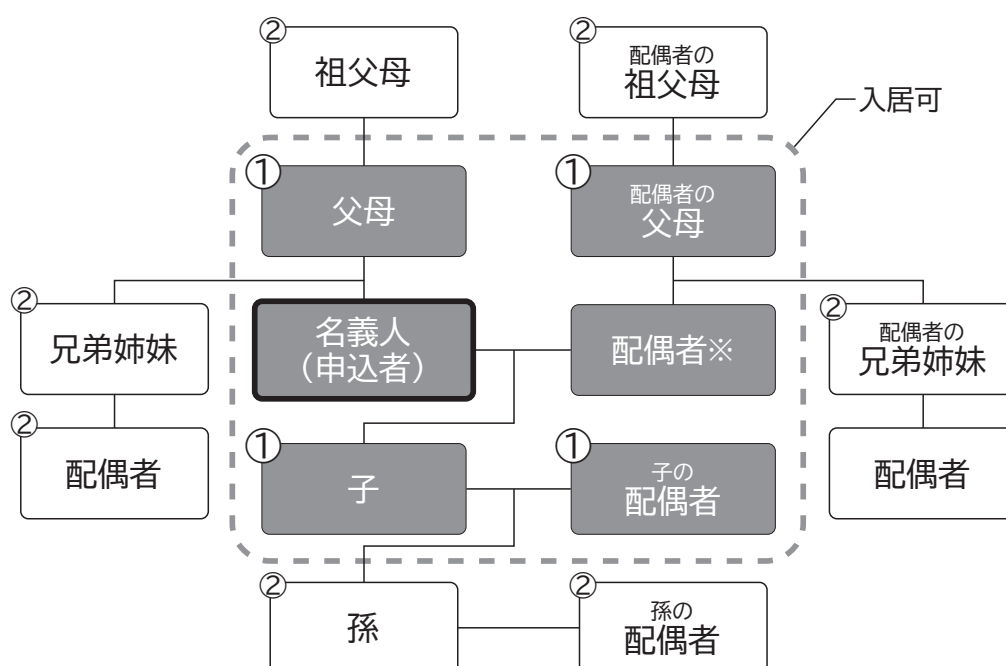
※借上げ県営住宅（URを含む）の入居期間は別添「入居者募集県営住宅一覧表」をご覧ください。

○「2人以上の親族で構成されている世帯」について

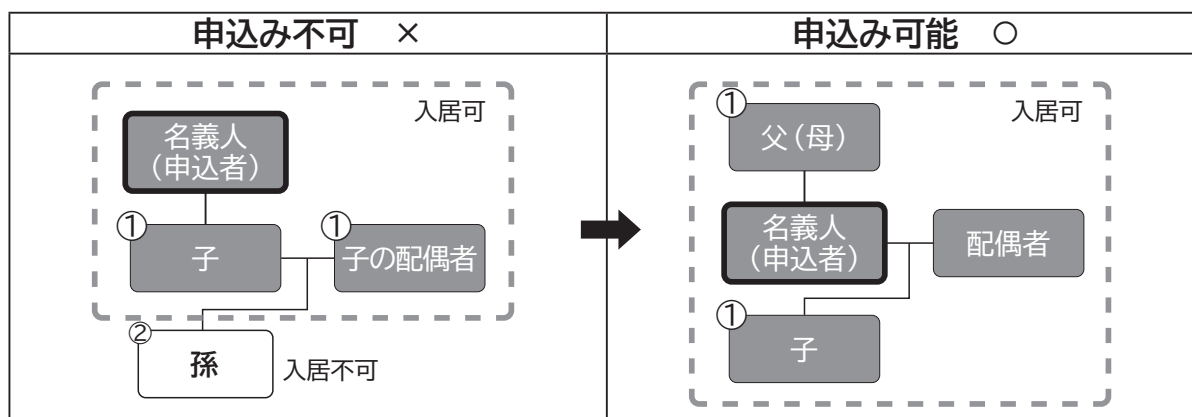
名義人と名義人の配偶者※又は、「1親等の親族」からなる2人以上の世帯をいいます。

- (ア) 婚約の場合は、入居可能日前日までに婚姻の届け出をしたことが確認できること。
- (イ) 事実婚（パートナーシップを含む）の場合、以下のいずれかであること。
 - ・双方に配偶者がおらず、かつ住民票で1年以上の同居（申込み締切日時点）が確認できること。
 - ・パートナーシップ制度導入市町村の発行する認証又は受理書等の取得者。
- (ウ) 夫婦どちらか一方が子供と申込む場合（DV 被害者を除く）や、社会通念上著しく不自然な世帯分離でないこと。
- (エ) 事実上婚姻関係が解消した世帯の場合は、配偶者と住民票で1年以上の別居（申込み締切日時点）が確認できるか、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていること。

※ 婚約者、内縁関係、パートナーシップの関係にある方を含む



[参考] 名義人を誰にするかによって、申込み可能になります。



イ 単身向け

住宅種別	申込み資格	入居期間
単身住宅 (特定用途住宅)	共通申込資格がある一人の世帯 (ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められた方は除きます。) 以下のいずれかの要件を備えること - ア 60歳以上（入居可能日の前日時点）の方 - イ 1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 - ウ 1～3級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 若しくは、1～3級の障がい者年金証書を交付されている方 - エ ④、A、B、Cに該当する療育手帳の交付を受けている方 - オ 障がいの程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者 - カ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 - キ 海外から引揚者で、知事の指定を受けている方（日本上陸後5年以内のもので、引揚証明書の交付を受けている） - ク 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方 - ケ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する方 ・ 婦人相談センターで保護が終了した日から、資格審査日時点で5年を経過していない ・ 母子生活支援施設で入居が終了した日から、資格審査日時点で5年を経過していない ・ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から、資格審査日時点で5年を経過していない - コ 生活保護受給者 - サ 特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者	期限なし
単身車イス住宅 (特定用途住宅)	以下のいずれかの要件を備えること - ア 1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている車イス使用者 - イ 障がいの程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている車イス使用者	

※ 借上げ県営住宅（URを含む）の入居期間は、別添「入居者募集県営住宅一覧表」をご覧ください。

3 抽せん

以下の資格に該当し申告された場合、【基本抽せん個数（A）】に【優遇抽せん加算（B）】の数を抽せん個数に追加でき、当せん確率が高くなります。住宅種別により優遇措置が適用される資格や加算数が異なります。なお、申告された場合、資格の有無を確認します。P13～P16の必要書類を合わせてご確認ください。

抽せんの優遇（抽せん番号の加算）一覧

			一般住宅	子育て支援住宅	高齢者・障がい者住宅車イス住宅	単身住宅 単身車イス住宅
基本抽せん個数（A）			5	5	1	1
優遇抽せん加算（B）						
高齢	㉗	高齢者世帯	申込者本人及び同居者全て60歳以上	1	-	-
	①	高齢者（申込者本人）	65歳以上 75歳未満	-	-	1
障がい					2	2
	㉕	障がい者世帯	身1～2級、精1級、知㉔、A級※3	1※1	-	2
			身3～4級、精2級、知B級※3		-	1
その他	㉔	難病患者等			1	※2 1
	㉔	戦傷病者	特別項症～第3項症	-	-	2
			第4項症～第6項症	-	-	1
			第1款症	-	-	1
	㉒	原子爆弾被爆者		1	-	-
	㉓	海外引揚者		1	-	-
子育て	㉑	ハンセン病療養所入所者		1	-	-
	㉑	18歳未満の子がいる世帯		-	1	-
	㉑	多子世帯		1	1	-
被災	㉑	母子・父子世帯		2	2	-
	㉑	子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯※4			1	
落選	㉑	通算4回落選世帯		1	-	-
被害者	㉑	DV被害者世帯		1	1	-
	㉑	犯罪被害者世帯		1	1	-
公共事業	㉑	公共事業により住宅が除却される世帯			2	
	㉑	借上げ県営住宅の契約終了世帯			2	
	㉑	特別県営住宅等の建替えに伴う移転世帯		1	-	-
災害	㉑	災害等による住宅の滅失			2	
	㉑	土砂災害特別警戒区域内に居住している世帯			2	
近居	㉑	[近居支援] に該当する世帯（P11）			1	

※1 世帯の中で㉑㉔のいずれかに一人でも該当すれば1つのみ加算

※2 世帯の中の㉑㉔㉒に該当する方ごとに加算

（1人の方が㉑㉔㉒の複数の障がいをお持ちの場合は、加算数の大きいものの一つのみが加算対象）

※3 身→身体障がい手帳、精→精神障がい手帳及び年金証書、知→療育手帳

※4 この加算は、他の加算が該当する場合には、加算不可

優遇抽せん資格要件一覧表

要件を満たし抽せんの優遇を希望される方は、
申込書下段の該当する優遇番号に○をつけてください。

	資 格	要 件	優遇 番号
高 齢	高齢者世帯	申込者本人及び同居者の全ての方が60歳以上（入居可能日の前日時点）	自動適用のため、申告は不要です。
	高齢者（申込本人）	65歳以上（入居可能日の前日時点）の方	
障 が い	障がい者世帯	申込日時点で障がい者手帳（身体 1～4級、精神 1～2級、知的④～B級）をお持ちの方、若しくは、精神障がい者で 1～2級の障害年金の証書を交付されている方	
	難病患者等	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる 366 の疾病により障がい福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証等の交付を受けている方 ※特定疾病医療受給者証、指定難病医療受給者証ではありません	
そ の 他	戦傷病者	「戦傷病者特別保護法」第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けており、障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は「恩給法」別表題1号表ノ3の第1款症である方	
	原子爆弾被爆者	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第2条の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている方	
	海外引揚者	海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後5年以内のもので、引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申込み又は同居する場合）	
	ハンセン病療養所入所者	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方	
子 育 て	18歳未満の子がいる世帯	18歳未満（18歳になってから最初の3月末日まで）の方と同居し、扶養している世帯	
	多子世帯	3人以上の18歳未満（入居可能日の前日時点）の方と同居し、扶養している世帯	
	母子・父子世帯	申込者本人が配偶者のいない親※であり、現に20歳未満（入居可能日の前日時点）の児童を扶養している世帯（ <u>別居中、離婚調停中の方や婚約者や内縁関係の相手がいる場合は、該当しません</u> ） ※「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第1項又は第2項に規定する方をいい、配偶者の生死が明らかでない場合等も該当します。	1
被災	子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	平成 23 年 3 月 11 日時点で福島県中通り及び浜通り（申込日時点で避難指示区域を除く）に居住していた世帯で、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有している世帯	11
落 選	通算4回落選世帯 ※一般住宅のみ	直近2年間に於いて、同一世帯同一名義人で県営住宅の入居申込みをし、落選した回数が4回以上である世帯（補欠となったが繰上当選しなかった場合含む） ※該当する期間の抽せん結果はがきが必要です。	4
被害者	DV被害者世帯	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯（加害者であった配偶者との同居は認められません） ア 上記の法律第3条第3項第 3 号に規定する保護が終了した日から 5 年を経過していない。（資格審査日時点） イ 母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過していない ウ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない エ 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターにより、配偶者からの暴力の被害を理由として保護を受けていることの証明書の発行を受けている オ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村その他の関係機関と連携して被害者に対する支援を行っている民間の団体により、配偶者からの暴力の被害を理由に避難していることを申し出たことの確認書の発行を受けている	2

要件を満たし抽せんの優遇を希望される方は、
申込書下段の該当する優遇番号に○をつけてください。

	犯罪被害者世帯	「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、被害届を提出した時の住所と現在の住所の変更がないこと、かつ、次のいずれかに該当する世帯 ア 犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる ※ P15「犯罪被害者世帯」欄に記載の書類が提出できる場合にかぎりです。	3
公共事業	公共事業により住宅が除却される世帯	以下のいずれかに該当する世帯 ア 埼玉県が行う公共事業の施行に伴い、住宅を除却されることが決定された世帯 イ 「都市計画法」第59条の規定に基づく都市計画事業、「土地区画整理法」第3条第4項もしくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づく住宅街区整備事業、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく防災街区整備事業又は「都市再開発法」に基づく市街地再開発事業の施行に伴い、住宅を除却されることが決定した世帯 ウ 「土地収用法」第20条の規定による事業の認定を受けている事業又は「公共用地の取得に関する特別措置法」第2条に規定する特定公共事業の執行に伴い、住宅が除却されることが決定した世帯 エ 県営住宅に入居し、当該住宅が建替え事業により除却が決定している世帯 オ 住宅地区改良法に基づく不良住宅の撤去により、不良住宅を撤去される世帯 カ 県営住宅の建替えのうち、公営住宅法に規定される事由で県営住宅を建て替えられる世帯	6
	借上げ県営住宅の契約の終了世帯	借上げ県営住宅の入居期限が2年以内に満了となる世帯	8
	特別県営住宅等の建替えに伴う移転世帯	埼玉県特別県営住宅、特定公共賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構賃貸住宅、埼玉県住宅供給公社賃貸住宅の建替後の家賃負担率が、その世帯の税込収入の30%を超え、かつ、最終月額家賃が、現に居住する住宅の月額家賃の3倍を超える世帯	5
災害	災害による住宅滅失世帯	災害により住宅が滅失した世帯	7
	土砂災害特別警戒区域内に居住している世帯	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居住している世帯	10
近居	近居支援世帯	次のページ（P11）のチェック項目をご確認ください。	9

○近居支援の優遇適用について

該当しない状態で申し込みをされ、資格審査で失格となってしまう方が増えております。

以下のチェック項目を活用いただき、不明な点については、お気軽に問い合わせをお願いいたします。

□下表の各々のいずれかのパターンに当てはまりますか

□申込希望の県営住宅は相手世帯と同市区町村または隣接市区町村の県営住宅ですか

※さいたま市内の区は市と同様に扱います

□県営住宅に入居することにより、相手世帯との距離（道のり距離）が現在よりも近くなりますか

□申込者は、相手世帯と現在違う市区町村にお住まいですか

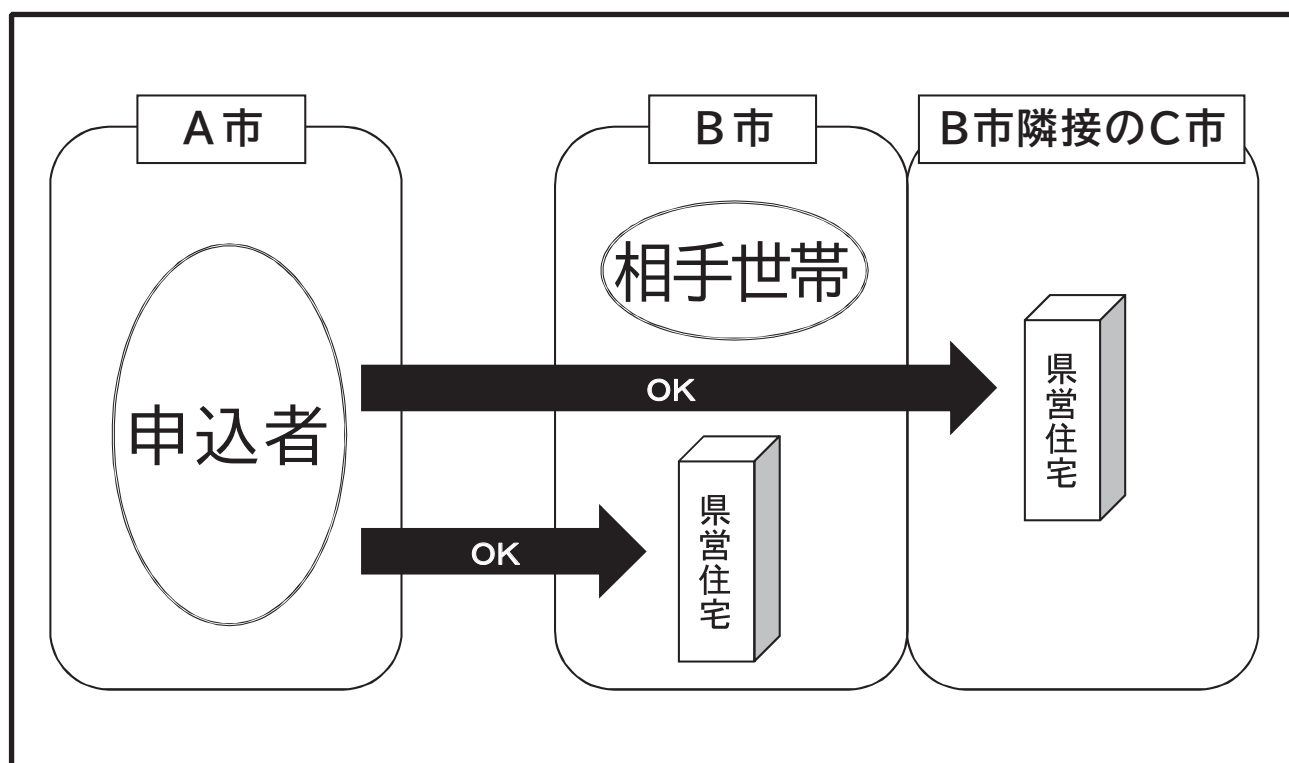
□孫の世話の場合、12歳未満の孫（12歳になってから最初の3月末日まで）がいますか

□親の介護・看護の場合、要介護認定が記載された介護保険被保険者証、医師の診断書などをお持ちですか

【近居支援】

下記の図に当てはめてください。

申込者と相手世帯の近居要件	相手世帯	必要書類等※ P16 参照
申込者が親の介護・看護をするため	親	要介護認定が記載された介護保険被保険者証、医師の診断書などが必要
申込者が子から介護・看護を受けるため	子	
申込者が孫の世話をするため	子	子または孫が12歳未満（12歳になってから最初の3月末日まで）であること
申込者が親から子の世話を受けるため	親	



4 入居資格の審査

「県営住宅入居申込書」に記載いただいた、「共通申込み資格」や「住宅の種類による申込み資格」および「優遇抽せん資格」等について、それらを証明する書類を持参していただき、入居資格を確認します。

- ・申込み世帯の状況によってはこれら以外の書類の提出を求めることがあります。
- ・資格審査当日は、不足書類があると審査することができません。再度お越しいただくことになりますので不足書類のないようご注意ください。
- ・入居資格審査を無断で欠席した方は、次回募集以降1年間は申込みができません。

マイナンバーカードをお持ちの方

入居資格審査時に提出書類が不足していた場合、行政機関発行の書類であればお近くのコンビニエンスストアや市役所で取得できる場合があります。念のため、マイナンバーカードをご持参いただくことをお勧めしています。

(1) 入居資格審査会場

都合により審査日及び会場が変更になることがあります。

申込（入居希望）市区町村 ※五十音順	会 場	日付・日時	担当 支所
朝霞市、入間市、越生町、 川越市、坂戸市、狭山市、 志木市、鶴ヶ島市、所沢市、 飯能市、日高市、富士見市、 ふじみ野市、新座市、三芳町、 毛呂山町	川越西文化会館（メルト） 会議室 川越市鯨井 1556-1 東武東上線 霞ヶ関駅北口徒歩10分	11月16日（木） 午前10時～午後3時30分	川越 支所
小鹿野町、小川町、加須市、 神川町、上里町、北本市、 熊谷市、行田市、鴻巣市、 秩父市、ときがわ町、長瀨町、 滑川町、羽生市、東松山市、 東秩父村、深谷市、本庄市、 皆野町、横瀬町、寄居町、嵐山町	熊谷文化創造館 会議室 1 熊谷市捨六間 111-1 JR高崎線 籠原駅南口徒歩15分	11月20日（月） 午前10時～午後3時30分	熊谷 支所
上尾市、桶川市、春日部市、久喜市、 越谷市、さいたま市岩槻区、 幸手市、白岡市、杉戸町、草加市、 蓮田市、松伏町、三郷市、宮代町、 八潮市、吉川市	プラザノース 2階多目的ルーム さいたま市北区宮原町 1-852-1 新都市交通加茂宮駅徒歩 8 分 JR宇都宮線 土呂駅西口徒歩15分	11月21日（火） 午前10時～午後3時30分	岩槻 支所
川口市、 さいたま市（岩槻区以外）、 戸田市、蕨市	プラザノース 2階多目的ルーム さいたま市北区宮原町 1-852-1 新都市交通加茂宮駅徒歩 8 分 JR宇都宮線 土呂駅西口徒歩15分	11月22日（水） 午前10時～午後3時30分	大宮 支所

(2) 入居資格の審査書類

※各種公的証明書類は、資格審査日を基準とした3か月以内に発行されたものが有効です。

(ア) 申込み世帯全員に必ず提出していただく書類（①～④のすべて）

	種類	書類の内容
①	住民票	世帯全員で、続柄の記載のあるもの ※マイナンバーが記載されていないもの。
②	住宅の証明	○アパート（民営借家等）に住んでいる方 賃貸借契約書 ※審査時点で契約期間内のもの（賃貸借契約書全ページの写し） ※社宅等で賃貸借契約書が無い場合は、貸主との 賃借を証明する書類等 を提出してください。
		○親族等の家に住んでいる方 家屋の固定資産評価証明書（市区町村が交付する証明書） 又は 建物の登記事項証明書（法務局が交付する証明書） ※共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの。
③	所得の証明	・入居を予定している全員分（義務教育期間中の方を除く） ※総収入額が記載されたもの。
		課税されている方 令和5年度 課税証明書
		課税されていない方 令和5年度 非課税証明書
④	納税の証明	・入居を予定している全員分（義務教育期間中の方を除く） ※分納中など滞っている県民税・市町村民税がある場合は、入居が認められません。
		課税されている方 令和4年度 県民税・市町村民税の納税証明書
		課税されていない方 令和4年度 非課税証明書

※マイナンバーカードをお持ちの方

入居資格審査時に判明した行政機関が発行する不足書類をお近くのコンビニや市役所で取得できる場合があります。念のため、マイナンバーカードをご持参いただくことをお勧めしています。

(イ) 該当する方にのみ提出していただく書類

	区 分	書 類 名	優遇 番号
収入	令和4年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書 (P24)	
	令和4年1月2日以降に自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控、事業所得等収支明細書 (P25)	
	令和4年1月2日以降に退職し現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は勤務先の代表者等が証明した退職証明書 (P26)	
	令和4年1月2日以降に自営業を廃業された方	税務署長に提出した廃業届の控	
	令和3年11月以降に、新たに年金を受給し始めた方	年金証書及び年金支払通知書の写し	
在勤	県外居住者で県内に勤務場所のある方	在職証明書 (P26) (勤務先の代表者等が証明したもの)	
世帯状況	事実上婚姻が解消した世帯	以下のいずれかの書類 ア 戸籍謄本 (親子別戸籍の場合は双方のもの) 外国籍で戸籍謄本が取れない方は、独身証明書 (婚姻要件具備証明書等) 配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳 イ 1年以上同居している事が確認できる双方の住民票 (申込締切日時点) 又は、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書 (事件係属証明書等)	
	事実婚 (パートナーシップ含む) の関係に該当する世帯	以下のいずれかの書類 ア それぞれの戸籍謄本、1年以上の同居 (申込み締切日時点) が確認できる世帯全員の続柄記載の住民票、事実婚 (パートナーシップ) 関係申立書 (P31) イ パートナーシップ制度導入市町村の発行する受理証、事実婚 (パートナーシップ) 関係申立書 (P31)	
	同居予定者が別世帯の場合	戸籍謄本 (続柄を確認するため)	
	現在婚約中の方	婚約の証明書 (P31) ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類 (婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票のいずれか) を提出することが条件となります。	
	配偶者のいない成人	戸籍謄本 (配偶者の死亡等が確認できるもの)	
	単身で申込む方	以下のすべての書類 ア 戸籍謄本 (配偶者の有無が確認できるもの) イ 単身入居の入居者資格認定のための申立書 (P27 ~ P28)	
外国籍	母子 (父子) 世帯、配偶者のいない成人又はひとり親 (寡婦) 控除のいずれかに該当するが戸籍謄本が取れない外国籍の方	独身証明書 (婚姻要件具備証明書) 等 配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳	

障がい	障がい等のある方	身体障がい者手帳の写し、精神障がい者保健福祉手帳の写し又は精神障がいの障がい年金給付の証明書、療育手帳の写し、戦傷病者手帳の写し等 単身住宅への申込の方は、障がい者控除対象者認定書等でも可	
	難病患者等	市町村が交付する障がい福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証等の写し	
その他	原子爆弾被爆者	被爆者健康手帳の写し	
	ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 (ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの)	
	生活保護を受給している方	生活保護受給証明書 ※市区町村が交付する証明書	
	特定中国残留邦人等で支援給付を受給されている方	支援給付受給証明書	
子育て	母子・父子世帯	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）	1
	ひとり親（寡婦）控除に該当する方	戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの）	
被災	子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	居住実績証明書（避難元市町村発行） ※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、別途書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。	11
落選	通算4回落選世帯 ※一般住宅に申込みをされる世帯のみ	今回の入居申込み日前2年間に於いて、当選とならなかった「抽せん結果通知書」はがき4枚 ※提出のなかった場合は失格となります。	4
被害者	DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ア 配偶者暴力相談支援センター長の証明書（入所の証明） イ 母子生活支援施設長の証明書（入所の証明） ウ 裁判所が決定した保護決定書の写し エ 婦人相談所長又は、配偶者暴力相談支援センター長の証明書 オ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村その他の団体による確認書（避難の確認） ※上記のエ・オは、単身入居者のための確認資料とはなりません。	2
	犯罪被害者世帯	「被害届を提出した時の住所と現在の住所の変更がないこと」が必須となります。 ア 必ず提出を要する書類 犯罪被害等にあったことを記載した申告書（申告書は後日公社より送付） イ いずれか1つ提出が必要な書類 ・交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書 ・犯罪等により精神的な後遺症が生じた場合は、医師の診断書 ・犯罪等の被害により収入が著しく減少した場合は、被害前後の収入を確認できる書類	3

公共事業	埼玉県が行う公共事業により住宅が除却される世帯	以下のいずれかの書類が必要です。 ア 埼玉県が公共事業を施行することに伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 イ 都市計画事業等の施行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 ウ 土地収用法等に基づく事業の執行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 エ 県営住宅建替事業等が決定していることに伴い、県営住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 オ 住宅地区改良法に基づく不良住宅であることを証明する書類	6
	借上げ県営住宅契約終了世帯	借上げ県営住宅の入居期限が2年以内に満了となる世帯	8
	特別県営住宅等の建替えに伴う移転世帯	以下のすべての書類が必要です。 ア 建替え事業が決定していることを証明した、建替え担当部署の長が発行する書類 イ 申込時点での月額家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 ウ 建替え後の本来家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 ※イ・ウの書類は減免措置等をしていないもの	5
災害	災害により住宅が滅失した世帯	市町村が発行する住宅の滅失を証明する書類（罹災証明書）	7
近居	近居支援世帯	ア 必ず提出を要する書類 ・住民票（県営住宅に申込まない側の世帯の世帯全員で、続柄の記載のあるもの） ・戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要） イ 上記アの書類に加えて、以下のいずれか該当するほうの書類が必要です。 [孫の世話の場合] ・子育て申告書（P29） [介護・看護の場合] ・介護・看護等申告書（P30） ・介護・看護等を証明する書類（要介護認定が記載された介護保険被保険者証、医師の診断書などの写し）	9

5 入居説明会

入居説明会では入居承認を受けるために必要な「入居請け書」「敷金納入領収書」「緊急時連絡先になられる方の本人確認書類の写し」を提出していただきます。入居中の注意事項、修繕の負担区分及び駐車場の申込み等について説明をしますので、必ず出席してください。

なお、**欠席者は次回募集以降1年間は申込みができません。**

当日、下記の書類を確認した後、当公社から「県営住宅入居承認書」を交付します。

- ・緊急時等連絡先など記載した「入居請け書」
 - ・緊急時等連絡先になられる方の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードの表面（写真のある方）等）
 - ・敷金（家賃の2ヶ月分）を納入した敷金納入領収書
- ※入居の際には、連帯保証人は不要です。ただし、1名の緊急時等連絡先が必要となります。緊急時等連絡先をやむを得ず付けられない方については、管轄の支所へご相談ください。

6 入居後について

(1) 家賃

- ・家賃は引越し日にかかわらず、入居可能日より発生します。
- ・家賃額は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件が加味されて決まります。
- ・支払いは、原則、口座振替です。
- ・入居後は毎年、収入申告をしていただき、その結果に基づき次年度の家賃額を決定します。
- ・入居後、世帯の収入によっては家賃の減免を受けることができます。
- ・収入基準を超えたときは超過割合に応じた額が加算され、また申告されないと近隣の民間住宅と同程度の家賃となります。
- ・入居してから5年以上経過し、収入申告で「高額所得者」に認定されたときは、住宅の明渡しを請求されることになります。

(2) 共益費

- ・街路灯、廊下灯、給水施設、浄化槽及びエレベーターなどの共同施設の費用は「共益費」として団地自治会にお支払いいただきます。
- ・住宅毎の設備内容等により異なりますので、団地自治会役員の方から説明を受けてください。
- ・借上げUR県営住宅は、UR都市機構と直接契約し、口座振替が条件となります。

(3) 団地自治会

県営住宅の自治会は、団地敷地内の草刈りや清掃活動を行っているほか、入居者相互の親睦活動、共益費・自治会費の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで、不可欠な組織です。県営住宅に入居された後は、団地自治会に入会していただくとともに、活動に積極的に参加し、明るい住まいづくりにご協力ください。

(4) 犬、猫、鳥類その他の動物の飼育及び給餌の禁止

犬、猫、鳥類その他の動物の飼育及び給餌は禁止となります。

(5) その他迷惑行為の禁止

(4) に挙げた行為のほか、入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例等の規定により県営住宅を明け渡していただきます。

【参考】入居収入基準

1 入居収入基準とは

収入月額、過去1年間の状況を確認して計算をします。入居収入基準を満たすには収入月額が「158,000 円以下」でなければなりません。収入月額の計算方法は「3 収入月額の算定」をご覧ください。

2 収入基準の緩和（裁量世帯）

以下の㊦～㊨のいずれかに該当する方がいる世帯は、収入月額が「214,000 円以下」に緩和されます。

年齢	㊦ 申込者本人が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上の方又は18歳未満の方 ㊧ 単身住宅へ申込む60歳以上の方 ㊨ 同居者に小学校就学前の者がいる方
障がい	㊩ 1～4級に該当する身体障がい者 ㊪ 1、2級に該当する精神障がい者又は精神障がい年金受給者 1、2級の方 ㊫ ㊩、A、Bに該当する知的障がい者 ㊬ 障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者
その他	㊭ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ㊮ 海外からの引揚者で、本邦引揚げ後5年を経過していない方 ㊯ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方

※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、収入基準が異なる場合がありますので、別途ご相談ください。

3 収入月額の算定

・以下の式で算定します。P19～P22のA～Cを算定しこちらに記入してください。

入居の資格要件としての収入基準は、収入月額が158,000 円以下（裁量世帯は214,000 円以下）となっています。これを超えた場合はお申込みできません。

<table><tr><td>A 世帯の所得金額</td><td>B 親族による控除</td><td>C 特別控除</td></tr><tr><td>年額</td><td>年額</td><td>年額</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	A 世帯の所得金額	B 親族による控除	C 特別控除	年額	年額	年額				-		-		÷ 12 =	<table><tr><td>収入月額</td></tr><tr><td></td></tr></table>	収入月額	
A 世帯の所得金額	B 親族による控除	C 特別控除															
年額	年額	年額															
収入月額																	

A 世帯の所得金額

- ・入居する方全員の（１）～（３）の金額を合算して下さい。
- ・１人で２種類（給与や年金）以上や複数個所から収入がある場合は、すべて合算して下さい。

（１）給与所得

区分	年間所得金額
① 昨年１月２日以前から現在と同じ職場にお勤めの方（パート・アルバイト含む）	ア）源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」 （「支払金額」ではありません） イ）市町村役場発行の所得証明書の「所得金額」 （「給与収入」ではありません）
② 昨年１月２日以降に就職又は転職した場合	推定年間収入金額から年間所得金額を算出 推定年間収入金額＝ $\frac{\text{年間収入金額}-\text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与}$
③ 就職後１か月に満たず、まだ１か月分の給料が支給されていない場合	推定年間収入金額から年間所得金額を算出 推定年間収入金額 固定的月額給与（基本給、家族手当、住宅手当等）×12 または、年間収入金額時給×時間×日数×12

①のア）の記載例

〇〇年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所 又は 居所	さいたま市浦和区仲町 3-12-10	氏名	(受給者番)
				(フリガナ)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除	
給料・賞与	6,000,000円	4,360,000円		
控除配偶者の有無等	配偶者特別	扶養親族の数（配偶者除く）	障害者の数	

この金額がその年の所得金額です。
この金額をP18のA世帯の所得金額の欄に入れます。

②及び③ 年間所得金額算出表

推定年間収入金額（★）	推定年間所得額	
～ 550,999 円	0	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	推定年間収入額 - 550,000 円	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	★を端数処理 $\star \div 4000 = A$ $A \text{ の小数点以下切り捨てた額} = B$ $B \times 4000 = C$	$C \times 0.6 + 100,000$
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		$C \times 0.7 - 80,000$
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		$C \times 0.8 - 440,000$
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円		推定年間収入金額 × 0.9 - 1,100,000

⇒ 算出した金額を P18 の A 世帯の所得金額欄に入れます。

(2) 公的年金等の雑所得

ア) 国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の課税年金受給者

受給者の年齢※ ¹	その年の年金額 (公的年金の源泉徴収票※ ² の支払金額 または年金の支払通知書合計金額)	年間所得金額
65歳以上	1,100,000 円以下	0
	1,100,001 円以上 3,299,999 円以下	年金額 - 1,100,000
	3,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額 × 0.85 - 685,000
65歳未満	600,000 円以下	0
	600,001 円以上 1,299,999 円以下	年金額 - 600,000
	1,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額 × 0.85 - 685,000

※1：受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

※2：記載例

〇〇年分 公的年金等の源泉徴収票

支払 を受 ける 者	住所 さいたま市浦和区仲町3-12-10	この金額がその年の年間収入 金額です。この金額を上記計 算式に当てはめ所得金額を 算出して下さい。	
	氏名 埼玉 太郎		
種別	支払金額	源泉徴収税額	
年金	1,000,000円		
扶養親族等の 申告書の提出	本人	同一生計配偶者の有無等	

公的年金の計算は年齢と年金額によって異なります。

イ) 遺族年金、障がい者年金、恩給扶助料、老齢福祉年金等の非課税年金

年間所得金額 0円

給与所得と公的年金等の雑所得の2つの所得がある場合 (所得金額調整控除)

給与所得と公的年金等の雑所得の2つの所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で10万円を差し引いた額が給与所得金額となります。

〔給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）〕－10万円＝給与所得控除後の金額から控除する額

⇒ 算出した金額を P18 の A 世帯の所得金額欄に入れます。

(3) 事業所得

① 事業所得がある場合	確定申告の所得金額の合計
② 昨年1月2日以降に事業又は営業を開始した場合	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12$ ※P25 事業所得等収支明細書より算出

①の記載例

確定申告書

所得金額	事業等	①							
	業農	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥		1	0	0	0	0	0
	雑	⑦							
	総合譲渡・一時 ⑧+⑨+⑩×1/2	⑧							
	合計	⑨		1	0	0	0	0	0

確定申告書の「合計⑨」の金額が所得金額です。これをP18のA世帯の所得金額の欄に入れます。

配偶者を事業専従者に行っている場合の配偶者の給与収入は、P19の(1)に従い、別途、世帯の所得金額として合算してください。

⇒ 算出した金額を P18 の A 世帯の所得金額欄に入れます。

B 親族による控除

親族による控除は、すべての世帯にあてはまります。(収入のある配偶者や親族も対象となります。) 本人を除いた家族数を下の式に当てはめて、親族による控除額を算出します。

控除額	控除の対象となる方	備考
1人につき 38万円	入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。※遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。	収入の有無にかかわらず控除されます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{入居世帯人数} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{申込本人} \\ \hline 1 \text{ 名} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{同居していないが遠隔地} \\ \text{扶養している親族} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} \right) \times 38 \text{ 万円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{B 親族による} \\ \text{控除額} \\ \hline \text{年額} \\ \hline \end{array}$$

⇒ 算出した金額を P18 の B 親族による控除欄に入れます。

C 特別控除

特別控除は、該当する人が入居予定者（遠隔地扶養親族も含む）にいる場合、下表の控除金額欄の合算となります。

控除名	控除の対象者	控除金額
給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000 円× 人 = 円 (所得金額 10 万円未満である場合には、当該所得額)
老人扶養親族控除	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢 70 歳以上の方 (扶養親族には同一生計配偶者も含む)	100,000 円× 人 = 円
特定扶養親族控除	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	250,000 円× 人 = 円
障がい者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち以下のいずれかに該当する方 ア 児童相談所などから中度(B)・軽度(C)の知的障がい者と判定された方 イ 2、3 級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ 3 級～6 級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで又は第一款症までの方 オ 入居可能日の前日時点で年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000 円× 人 = 円 ※同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
特別障がい者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち以下のいずれかに該当する方 ア 心神喪失の状況にある方 イ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で 1 級の方 ウ 児童相談所などから重度(㉠、A)の知的障がい者と判定された方 エ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で 1 級・2 級の方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三項症までの方 カ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 キ 入居可能日の前日時点で年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 ク 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000 円× 人 = 円 ※同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
ひとり親控除	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、次の要件すべてに当てはまる方 (1) 生計を一にする子供(所得金額 48 万円以下)がいること (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000 円× 人 = 円 (所得金額 35 万円未満の場合は当該所得額)
寡婦控除	所得者本人が、アからウのいずれかに該当し、かつ、(1) から (3) の要件すべてに当てはまる方 ア 夫と離婚してから婚姻をしていない方で扶養親族がいる方 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方 ウ 夫の生死が明らかでない方 (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000 円× 人 = 円 (所得金額 27 万円未満の場合は当該所得額)

⇒ 算出した金額を P18 の C 特別控除欄に入れます。

C 特別控除合計額
年額

【資料】個人情報の取り扱い

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、下記利用目的等の通知又は公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報は、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

記

1. 個人情報の利用目的
 - ①県営住宅等の申込み、入居、収納、修繕、退去等の業務
 - ②各種情報及び連絡事項のご連絡のご案内
 - ③各種アンケートのお願い
 - ④調査・統計資料の作成
 - ⑤その他住宅等の管理上必要な場合
2. 個人情報提供の任意性
申込み書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。
3. 個人情報の第三者提供
当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。
4. 個人情報の預託
当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。
5. 個人情報の利用目的の通知及び開示等のお求めの手続き
当公社は、本人又は本人から依託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。
なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

個人情報問合わせ・相談窓口
T E L 048 - 829 - 2863
F A X 048 - 824 - 3786
メールアドレス privacy@saijk.or.jp
個人情報保護管理責任者 事務局長
代表者 理事長 庄司 健吾

【資料】資格審査時提出書類

- ・該当される方はコピーしてご利用ください。
- ・申込み時には必要ありません。

名称	目的	参照 P
給与支払証明書	令和4年1月2日以降に現在の職場に就職した	P24
事業所得等収支明細書	令和4年1月2日以降に自営業を開業した方	P25
退職証明書	令和4年1月2日以降に退職し、現在無職の方	P26
在職証明書	県外居住者で県内に勤務場所のある方	P26
単身入居の入居者資格認定のための申立書	単身住宅または単身車イス住宅に申し込みをした方	P27～P28
子育て申告書	近居支援（孫の世話の場合）を申告された方	P29
介護・看護等申告書	近居支援（介護・看護の場合）を申告された方	P30
事実婚（パートナーシップ）関係申立書	事実婚（パートナーシップを含む）の關係に該当する方	P31
婚約の証明書	現在婚約中の方	P31

※令和4年1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給与支払証明書

氏名		採用 年月日	年 月 日	職種		扶養家族	人
年 月	給 与	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月 計		
年 月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
合 計							

上記のとおり給与を支給したことを証明します。 年 月 日

所在地 _____

電 話 _____

名称及び代表者氏名 _____ 印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

- 記載上の注意……………給与支払者様へ
- ア 直近の支給からさかのぼった1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）を記入してください。（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
 - イ 就職後1ヶ月に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与合計を算出してください。
 - ウ 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に転記してください。
 - エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
 - オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
 - カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

※令和4年1月2日以降に自営業を開業した方に提出していただくものです。

事業所得等収支明細書

1 氏 名	
住 所	電話番号
2 業 種 名	
事業所名称	
事業所所在地	電話番号
3 事業開始年月日	年 月 日
4 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日

5 月別収支内訳

[illegible]

※この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

※さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

※令和4年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

退 職 証 明 書

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日付けで退職した
ことを証明します。

年 月 日

証 明 者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

※県外居住者で県内に勤務場所のある方に提出していただくものです。

在 職 証 明 書

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日より当社に
在職していることを証明します。

勤務地住所： _____

年 月 日

証 明 者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

※この申立書は単身住宅又は単身車イス住宅に申込みをした方に資格審査時に提出していただく書類です。

様式第8号（第24条関係）

単身入居の入居者資格認定のための申立書

氏 名	生年月日 明・大・昭・平 治・正・和・成 年 月 日生(歳) 男・女
現住所	

《該当するものに丸印を付け、又は記入欄に記入してください。》

1. あなたは単身で日常生活を営むうえで、何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。

- ①必要とする ②必要としない

※下記の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答えください。

◎上記1で「必要としない」とお答えになった方は、最後の5の親族に関する事項のみ、お答えください。

2. 現在のあなたのお住まい等状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のお住まい等は

- ①住宅 ②施設・病院等 ③その他（具体的に)

(2) 住宅にお住まいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

- ①1階 ②2階（エレベーターの有無：有・無）

- ③3階以上（エレベーターの有無：有・無）

・同居している方は

- ①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設、病院等の名称は ()

- ・施設、病院等の種類は ①特別養護老人ホーム ②障がい者療護施設 ③病院・診療所
④その他 ()

・現在の施設、病院等から県営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

()

3. 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容（要支援、[要介護1、2、3、4、5]）

(2) 日常生活において何か福祉器具を使用していますか。

- ①使用している 福祉器具の種類 () ②使用していない

4. あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。

次ページ表中の該当する欄に丸印を記入してください。

また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込をした県営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください。

項 目		① 現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか			② ①において介護が必要と答えた場合、現在の介護（介助・援助）をどこから受けていますか			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、県営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか		
		不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険 による 居宅サー ビス	介護保険以外による 介助・援助		介護保険 による 居宅サー ビス	介護保険以外による 介助・援助	
						公的機関(市 町村、保健所、 支援センター など)	民間(ボラン ティア団体、 N P O、親族 など)		公的機関(市 町村、保健所、 支援センター など)	民間(ボラン ティア団体、 N P O、親族 など)
基 本 的 な 動 作	居宅における 移動									
	食 事									
	お 風 呂									
	ト イ レ									
	着 替 え									
	炊事・洗濯・ 掃除など、ふ だんの家事									
そ の 他	相 談									
	見 守 り									

○現在受けている介護（介助・援助）について内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

○現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

○入居申込みをした県営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

5. 生活の相談ができる親族（2名）の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏 名	住 所	年 齢	電 話 番 号	続 柄

以上の申立のとおり相違ありません。

また、埼玉県住宅供給公社が単身入居者資格の認定を行なうに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、埼玉県住宅供給公社が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

氏 名

子育て申告書

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

申告日 年 月 日
 申告者 住 所
 氏 名
 連絡先

私は、県営住宅等の入居の申込みを行うに当たり、親から受ける子の世話の状況について、下記のとおり申告します。

記

世話を受ける申告者の子（孫）の氏名			
世話をする申告者の親（祖父母）の住所			
世話をする申告者の親（祖父母）の氏名		続柄	
世話を必要とする理由	1	申告者が仕事をしているため	
	2	申告者が障がい者である又は病気等の事情があるため	
	3	申告者が同居家族（障がい者である又は病気等の事情がある）の世話をしているため	
	4	その他（ ）	
世話の日数	一週間当たり 日		
世話の時間	一日当たり 時間（ 時 分～ 時 分）		
具体的な世話の内容			
世帯間の距離 （子世帯と親世帯の住宅間の距離を記入してください。）	現在の距離	約（ ） km	
	入居後の距離	約（ ） km	

※添付書類：戸籍謄本、住民票の写し等

介護・看護等申告書

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

申告日 年 月 日

申告者 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

私は、県営住宅等の入居の申込みを行うに当たり、介護・看護等の状況について、下記のとおり申告します。

記

介護・看護等をする者の氏名			
介護・看護等を受ける者の住所			
介護・看護等を受ける者の氏名・続柄		続柄	
介護・看護等を必要とする理由	身体障がい者手帳 級	精神障がい者手帳 級	
	みどりの手帳 度		
	介護保険手帳・介護認定 要介護（ ） 要支援（ ）		
	その他（病名 ）		
介護・看護等の状況	食事	・一人でできる・一部介助・全介助	
	入浴、洗顔等	・一人でできる・一部介助・全介助	
	排泄	・一人でできる・一部介助・全介助	
	炊事、洗濯、買い物等	・一人でできる・一部介助・全介助	
	特別な医療、介助等	・無 ・有（ ）	
介護・看護等の日数	介護・看護等に当たっている日数	一週間当たり	日
	通院・通所に付添う日数	一週間当たり	日
介護・看護等の時間	一日当たり	時間（ 時 分～ 時 分）	
具体的な介護・看護等の内容			
世帯間の距離 （子世帯と親世帯の 住宅間の距離を記入 してください。）	現在の距離	約（ ） km	
	入居後の距離	約（ ） km	

※添付書類：戸籍謄本、住民票の写し、介護・看護等が必要なことを証明するもの（介護保険被保険者証、診断書等）

※事実婚（パートナーシップを含む）の方に提出していただくものです。
様式第7号(2)（第23条関係）

事実婚（パートナーシップ）関係申立書

年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

私達は、婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしている関係であることを申し立てます。

申 立 者

住 所

氏 名

住 所

氏 名

（注）・双方に配偶者がおらず、かつ住民票で1年以上の同居（申込み〆切日時点）が確認できること又は、パートナーシップ制度導入市町村の発行する認証の取得者。

※現在婚約中の方に提出していただくものです。
様式第7号(1)（第23条関係）

婚 約 の 証 明 書

年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

下記両名は 年 月 日婚約成立し、
年 月 日入籍予定であることを証します。

申込者

住 所

氏 名

婚約者

住 所

氏 名

証明する者

住 所

氏 名

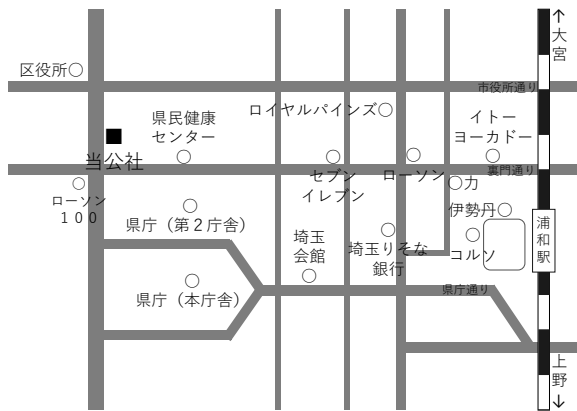
（注）・入居可能日の前日までに婚姻の届け出をしたことが確認できることが条件となります。
・証明する者欄には第三者の方の署名が必要です。

(参考) 年齢早見表 【2023年版】

生年月日		年齢	生年月日		年齢
西暦	和暦		西暦	和暦	
1927年	昭和2年	96歳	1976年	昭和51年	47歳
1928年	昭和3年	95歳	1977年	昭和52年	46歳
1929年	昭和4年	94歳	1978年	昭和53年	45歳
1930年	昭和5年	93歳	1979年	昭和54年	44歳
1931年	昭和6年	92歳	1980年	昭和55年	43歳
1932年	昭和7年	91歳	1981年	昭和56年	42歳
1933年	昭和8年	90歳	1982年	昭和57年	41歳
1934年	昭和9年	89歳	1983年	昭和58年	40歳
1935年	昭和10年	88歳	1984年	昭和59年	39歳
1936年	昭和11年	87歳	1985年	昭和60年	38歳
1937年	昭和12年	86歳	1986年	昭和61年	37歳
1938年	昭和13年	85歳	1987年	昭和62年	36歳
1939年	昭和14年	84歳	1988年	昭和63年	35歳
1940年	昭和15年	83歳	1989年	昭和64年 / 平成元年	34歳
1941年	昭和16年	82歳	1990年	平成2年	33歳
1942年	昭和17年	81歳	1991年	平成3年	32歳
1943年	昭和18年	80歳	1992年	平成4年	31歳
1944年	昭和19年	79歳	1993年	平成5年	30歳
1945年	昭和20年	78歳	1994年	平成6年	29歳
1946年	昭和21年	77歳	1995年	平成7年	28歳
1947年	昭和22年	76歳	1996年	平成8年	27歳
1948年	昭和23年	75歳	1997年	平成9年	26歳
1949年	昭和24年	74歳	1998年	平成10年	25歳
1950年	昭和25年	73歳	1999年	平成11年	24歳
1951年	昭和26年	72歳	2000年	平成12年	23歳
1952年	昭和27年	71歳	2001年	平成13年	22歳
1953年	昭和28年	70歳	2002年	平成14年	21歳
1954年	昭和29年	69歳	2003年	平成15年	20歳
1955年	昭和30年	68歳	2004年	平成16年	19歳
1956年	昭和31年	67歳	2005年	平成17年	18歳
1957年	昭和32年	66歳	2006年	平成18年	17歳
1958年	昭和33年	65歳	2007年	平成19年	16歳
1959年	昭和34年	64歳	2008年	平成20年	15歳
1960年	昭和35年	63歳	2009年	平成21年	14歳
1961年	昭和36年	62歳	2010年	平成22年	13歳
1962年	昭和37年	61歳	2011年	平成23年	12歳
1963年	昭和38年	60歳	2012年	平成24年	11歳
1964年	昭和39年	59歳	2013年	平成25年	10歳
1965年	昭和40年	58歳	2014年	平成26年	9歳
1966年	昭和41年	57歳	2015年	平成27年	8歳
1967年	昭和42年	56歳	2016年	平成28年	7歳
1968年	昭和43年	55歳	2017年	平成29年	6歳
1969年	昭和44年	54歳	2018年	平成30年	5歳
1970年	昭和45年	53歳	2019年	平成31年 / 令和元年	4歳
1971年	昭和46年	52歳	2020年	令和2年	3歳
1972年	昭和47年	51歳	2021年	令和3年	2歳
1973年	昭和48年	50歳	2022年	令和4年	1歳
1974年	昭和49年	49歳	2023年	令和5年	0歳
1975年	昭和50年	48歳	※誕生日前は、表から1歳引いた年齢となります。		

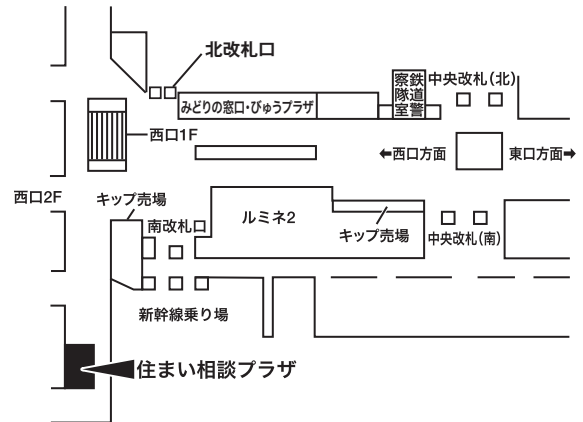
各窓口の地図

公社県営住宅課



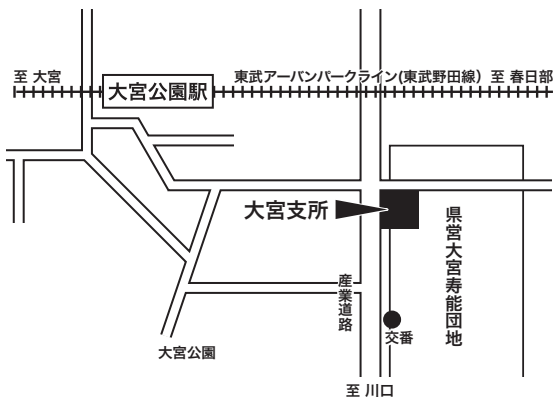
JR京浜東北線「浦和」駅から徒歩15分

住まい相談プラザ



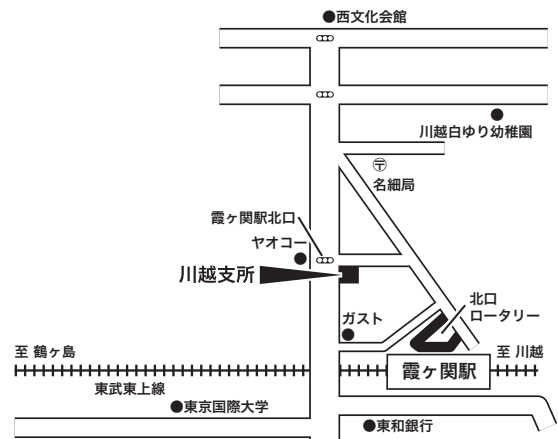
JR大宮駅西口コンコース内

大宮支所



東武アーバンパークライン(東武野田線)
「大宮公園」駅から徒歩5分

川越支所



東武東上線「霞ヶ関」駅から徒歩2分

熊谷支所



秩父鉄道「石原」駅から徒歩9分

岩槻支所



東武アーバンパークライン(東武野田線)
「東岩槻」駅から徒歩13分

定期募集(抽せん)受付期間 | 10/1(日)～10/21(土)

郵送申込み 10/21(土)消印有効

WEB申込み 10/1(日) 8:30 ～ 10/21(土) 17:15まで

随時募集(先着順)受付期間 | 10/2(月)～

空き状況を事前に担当支所に確認のうえ、担当支所に直接お申込みください。

受付時間

公社県営住宅課 及び 各支所 | 午前8:30～午後5:15
(土・日・祝日 及び 12月29日から1月3日を除く)

住まい相談プラザ | 午前10:00～午後6:30
(12月29日から1月3日を除き年中無休)

お問合せ先

公社県営住宅課

TEL 048-829-2875 FAX 048-825-1822
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

大宮支所

TEL 048-645-1772 FAX 048-645-6067
〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131

熊谷支所

TEL 048-524-7963 FAX 048-524-9769
〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2

住まい相談プラザ

TEL 048-658-3017 FAX 048-642-6890
〒330-0853 さいたま市大宮区錦町630

川越支所

TEL 049-227-6408 FAX 049-233-5353
〒350-1101 川越市市場2218-4 ベルアート301号室

岩槻支所

TEL 048-794-7146 FAX 048-794-4929
〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3



埼玉県住宅供給公社 🔍

